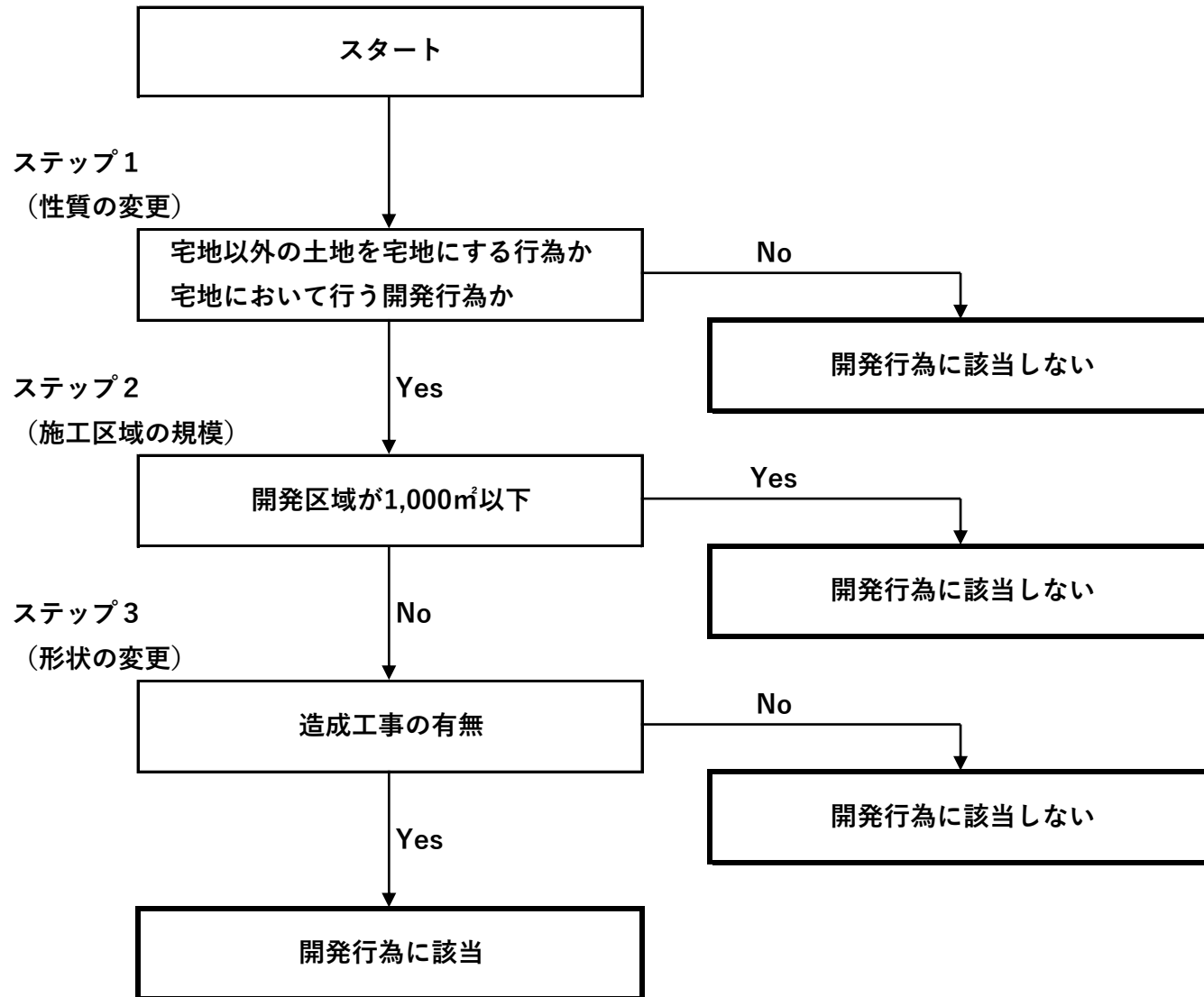


中央市土地開発等建設工事の適正な執行に関する条例
「開発行為」の判断フロー図



ステップ1
宅地とは下記以外の土地をいう。
農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川
その他規則で定める公共の用に供する施設

ステップ2
開発区域が1,000㎡を超える場合はステップ3へ
開発区域が1,000㎡以下の場合は開発行為に該当しない

ステップ3
①切土部分に高さ2m超のがけを生じる
②盛土部分に高さ1m超のがけを生じる
③切盛土部分に盛土1m以下、切盛土合計2m超のがけが生じる
④前各号に該当しない切土、盛土で施工区域が3,000㎡を超える

※がけとは、地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地をいう